

# 東北地方整備局「みなとオアシス」登録要綱

## 第一章 総則

### (目的)

1条 この要綱は、みなとの施設(港湾区域及び臨港地区内における施設、またはこれらに準ずる施設、港湾管理者の長が管理する海岸保全区域内における施設、並びにこれらの区域と一体的に利用される周辺地区における施設。)のうち、地域振興に資する取組が継続的に行われる施設又はその施設が立地する地域(以下、「特定施設等」という。)を「みなとオアシス」として認定するための基本的な事項を定め、地域の創意工夫により、みなとを核としたまちづくりを促進するとともに、みなとの利用者に一層の利便を供することを目的とする。

## 第二章 登録要件

### (登録要件)

2条 本要綱において、「みなとオアシス」とは、次の各号に掲げる要件を満たす特定施設等をいう。

- イ. 観光客や地域住民に対し、次の各号に掲げる機能を有する施設により構成され、女性・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮され、かつ、地域の環境・景観等に配慮されたものであること。
  - ①地域情報・観光情報等を提供すること
  - ②交流スペース及びトイレその他休憩のための施設を提供すること
  - ③海上交通の拠点である場合は、陸上交通との結節機能を有すること
  - ④地域特性を反映したサービスを提供する機能を有すること
  
- ロ. 市町村、港湾管理者、海岸管理者若しくは不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として設立された法人又は前記団体が中心となって設立した協議会(以下、「協議会」という。)であって、東北地方整備局長が認める者により継続的に運営され、「みなとオアシス」として必要なサービスの提供が確保され、かつ、サービスの提供、その企画段階において、住民の参加により地域振興に資する取組が継続的になされること。
  
- ハ. 「みなとオアシス」が前号に規定する協議会により運営される場合、本制度の趣旨を理解し、地域振興に資する取組に対して積極的かつ協力的な団体に対して、協議会への参加を呼びかけることができる。

### 第三章 登録手続等

#### (登録の申請)

3条 「みなとオアシス」を運営しようとする者(以下「申請者」という。)は、特定施設等が2条の各号に掲げる要件に適合し、かつ、市町村、港湾管理者、海岸管理者及び特定施設等の管理者と、その運営の内容について調整が整った場合、東北地方整備局長に対し、「みなとオアシス」の認定を申請することができる。この場合、申請者は、「みなとオアシス」登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)、 「みなとオアシス」運営計画書(別記第2号様式。以下「運営計画書」という。)、及び次の各号に掲げる書類を東北地方整備局長に提出するものとする。

イ. 申請者が市町村、港湾管理者又は海岸管理者でない場合にあつては、申請者が所属する機関の定款又はこれに準ずる書類。

ロ. 施設を管理していない者が申請者である場合にあつては、申請について当該施設を管理する者と協議したことを示す書類。

#### (認定等)

4条 東北地方整備局長は、前条の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定施設等が2条の各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、「みなとオアシス」として認定し、その旨申請者に通知するものとする。

なお、東北地方整備局長は申請者に対し、当該申請に係る特定施設等が、2条の各号に掲げる要件に該当することを確認するため、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

#### (登録証の交付)

5条 東北地方整備局長は、前条の規定にもとづき、「みなとオアシス」として認定した特定施設等をみなとオアシス登録簿に記載し、申請者に登録証を交付するものとする。

#### (供用開始の報告)

6条 「みなとオアシス」の登録を受けた者(以下「みなとオアシス登録者」という。)は、施設を供用した場合には遅滞なくその旨を報告するものとする。

#### (登録申請書、運営計画書の変更)

7条 みなとオアシス登録者は、登録申請書及び運営計画書の内容に変更(軽微な変更は除く)がある場合は、改めて東北地方整備局長の認定を受けるものとし、第3条及び第4条の規定を準用する。この場合、みなとオアシス登録者は登録申請書及び運営計画書を修正し、「みなとオアシス」登録申請書及び運営計画書変更届(別記第3号様式。以下、「変更届」という。)を添付のうえ、遅滞なく東北地方整備局長へ提出するものとする。

## 第四章 その他

(「みなとオアシス」の案内)

8条(1) みなとオアシス登録者は、図に示す標章を用いて施設の案内を行うとともに、登録証を施設内の見やすい場所に掲示するものとする。



図：標章

(2) 東北地方整備局長は、「みなとオアシス」の登録及び供用の状況等に関し広報に努めるとともに、港湾管理者等に対し、図に示す標章を用いた「みなとオアシス」の案内等に協力を求めるものとする。

(遵守義務)

9条 みなとオアシス登録者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。

- イ. 「みなとオアシス」の機能、魅力、知名度を高める取り組みを推進し、他の「みなとオアシス」とも相互に連携・協力すること。
- ロ. みなとや地域に関する情報の収集・発信に協力すること。
- ハ. 施設全体、特にトイレについて常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと。

(登録の取り消し)

10条 東北地方整備局長は、以下のいずれかの場合、「みなとオアシス」の認定を取り消すことができる。

- イ. 登録された「みなとオアシス」の内容が変更され、2条の各号に掲げる要件に該当しないと認められるに至った場合。
- ロ. 変更届を提出することなく、運営計画が変更された場合(但し、運営計画書の記載箇所7及び9を変更する場合を除く)。
- ハ. みなとオアシス登録者が9条の遵守義務に違反した場合。

(報告の徴収等)

11条 東北地方整備局長は、みなとオアシス登録者に対し、登録された「みなとオアシス」が2条及び9条の規定を満たしていることの確認を行うため、みなとオアシス登録者に対し、適宜必要な報告を求めることができるものとする。

(附則) この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

平成18年6月1日一部改訂

平成27年6月19日一部改訂

平成28年4月1日一部改訂